

！号外！

湘南教組

STU news

2026.9.3

人事院勧告で、月例給・一時金の引き上げ勧告！

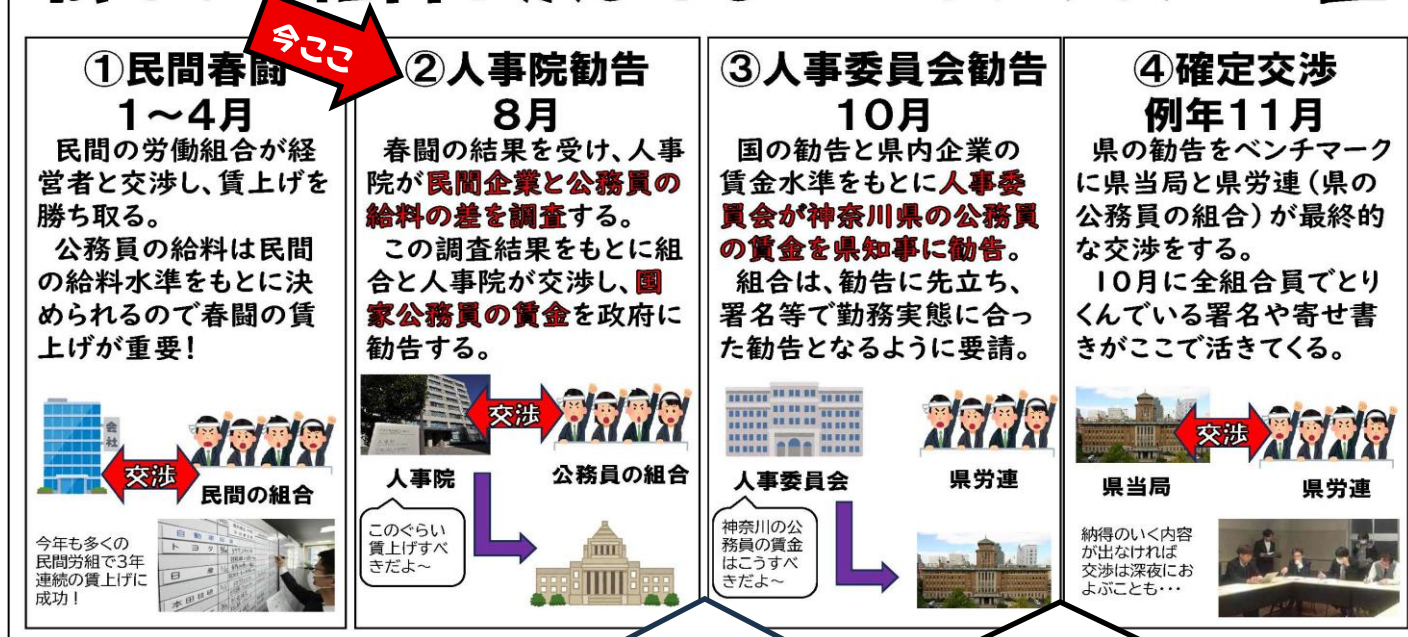
8月7日に、人事院は国家公務員の給与に関する勧告を出しました。今回の勧告内容は、民間春闘の結果を受けて、次のような内容になっています。

月例給	平均 15,056円(3.51%)の引き上げ！ → 昨年の12,318円を上回る内容！
一時金 (ボーナス)	支給月数を 0.05月引き上げ！ → 現行の年間4.65月から4.7月分に。期末手当と勤勉手当で均等に引き上げ！

この内容は、国家公務員のものになります。これを受け、私たちの賃金は、**9月の**

人事委員会への要請と11月の確定交渉で決まります。

私たちの給料が決まるまでのざっくりフロー図



＜分会のといくみ＞

みなさんの声が
大きな力になる！

9月

県の人事委員会に
対する署名

10月

3点セット
(署名・寄せ書き 等)

「主務教諭制度導入」について、神教組と県教委が合意

2025年6月に給特法の改正により、主務教諭の導入ができるようになりました。この間、主務教諭の制度に関しては、湘南教組は職場の分断をうみかねない制度だと反対の立場を示してきました。

しかし、県教委は2027年4月から主務教諭制度を導入する旨を提案してきました。神教組は2006年度から導入されている「**神奈川県**の**学校運営組織**」(総括教諭の役割)を**変更しないこと、主務教諭は新しい職務や職責を担うものでなく、これまでの職務や業務負担に応じた処遇改善である**ということを確認し、主務教諭制度導入にむけ任命権者交渉を始めました。

6月にはまず、主務教諭の配置数について交渉を行いました。

県教委は、

①この間行っている給与表の改定、教職調整額の引上げで毎年20億円以上の支出が試算されること

②他自治体(東京都を除く)での実施例がないこと

等を理由に配置規模の拡大には慎重な姿勢を示していました。

しかし、湘南教組は、神教組を通じて、行政職と教育職の比較を行い、職務・職責に応じた人数割合の違いを具体的に示しながら、行政職との割合に見合った配置規模の拡大をめざして、主務教諭制度導入に関して、現在の教員の職責、人員分布に見合った処遇となるよう配置規模を拡大するよう強く求めました。粘り強く交渉を重ねた結果、当初の県教委提案の14%程度の配置規模から将来的に35%程度とすることで合意しました。

重ね重ねになりますが、湘南教組は職場の分断をうみかねない制度だと反対の立場を示してきましたが、県教委の提案、また、高教組、他地区教組との議論の中で、これまで述べた通り総括教諭の強化、新しい職場や職責を担うものではなく、これまでの職場や業務負担に応じた処遇改善であるということで、一定承知しました。

今後も、異動の問題、現場の教員の処遇改善の視点が伝わるよう、市町教委、校長会等へ意見反映していきます。また、制度の導入や現場の課題に関して、意見反映していきます。

<確認メモの要約>

- 教諭(2級)から主務教諭(新3級)の昇格メリットは、平均6,000円を目安とする。
- 主務教諭(新3級)から総括教諭(新4級)への昇格メリットは、現行の教諭から総括教諭への昇格メリットと同程度を基本とする。
- 職務の級及び号給に応じて支給する手当(義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び特別支援学校教員業務手当)等は、新たに主務教諭(新3級)に係る手当額を新設することとし、具体的な支給額等については、引き続き話し合っていくものとする。

「学級担任への加算」、現場の声を受けて見直しへ

2026年1月より支給が開始されている義務教育等教員特別手当の学級担任への加算について、学校全体で連携して学級経営を行う体制等への影響をふまえ、2027年4月から見直しを行うこととなりました。

※学級担任業務を行い、学校で対外的に学級担任と明示している方には、学級担任加算が支給されます。

「駐車場の利用に対する通勤手当の新設」について、 県労連と県当局が合意

駐車場の利用に対する通勤手当の新設について、2026年3月に国の新設内容が明らかになりました。それを受け、2026年4月、県労連は駐車場の利用に対する通勤手当の新設について交渉を行いました。提案内容は「国に準拠」としつつ、教職員の現状についても配慮された内容でした。

最終的に、①1か月あたり5,000円を上限に支給、②短時間勤務職員、会計年度任用職員を含む、③代表者が借り受けている駐車場を複数人で借り受けている場合についても支給されることから、県労連は駐車場の利用に対する通勤手当の新設について県当局と合意しました。

主な合意内容は次のとおりです。

項 目	主 な 合 意 内 容
駐 車 場 の 利 用 に 対 す る 通 勤 手 当 の 新 設 に つ い て	1 支給額 月額5,000円を上限として支給 2 対象となる交通用具、駐車場の種類および利用形態 (1) 交通用具 自動車およびバイク（原動機付き自転車含む） (2) 駐車場の種類 駐車場および駐輪場 (3) 利用形態 1か月払い、複数月払い、1年払い、1回払い（コインパーキング等） ※ いずれも、自転車は支給対象外 3 対象職員 次の主な要件等を満たす全職員（常勤職員および非常勤職員） <主な要件等> ・ 自動車およびバイク利用に係る通勤手当の支給対象者 ・ 日常的に通勤にともない駐車場（※）を利用し、自己負担が生じている者 ※ 原則、勤務公署または認定経路上の駅等周辺に限る。ただし、育児・介護等、やむを得ない事情があれば認定経路外の駐車場についても支給対象となる場合あり ※ 届出の際に、負担額等が分かる客観的な証明書類も必要 4 施行時期 2026年10月1日

「教員の営利企業従事等許可の取扱い等の見直し」 について、神教組と県教委が合意

教員の兼業兼職は、これまでも教育公務員特例法第17条に定められた範囲内で可能でしたが、地域の課題に対応するなど社会貢献に資する活動の場合、営利企業等での活動も許可できるなどの基準が新たに定められました。（上記法第17条の従事内容および許可基準には変更なし。）

主な合意内容は以下のとおりです。

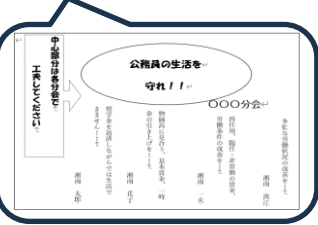
[社会貢献活動等]

類型	現行基準	見直し後（地域の課題など、社会貢献に資する活動に限定）
報酬兼業	営利企業は不可	営利企業での活動も可能
	経営上の責任者に就くことは不可	非営利団体の場合には経営上の責任者に就任可能
自営業兼業	原則、相続等で稼業承継した場合でないと不可	家業承継でなくても可能

居住地域の観光ガイド、地域クラブ活動（民間スポーツ事業者運営型）での従事などが新たに認められる可能性があります。
※兼業兼職可能かどうかは、学校長の判断になります。各学校長にご確認ください。

該当基準の判断にあたっては、従事開始日の1か月前までに市町村教委と事前協議する必要があります。また、従事可能時間数について、職務の遂行に支障が生じないよう、職員の健康確保のため、1日（勤務割振り日は3時間）・1週間（8時間）・ひと月（30時間）が許可の上限とされます。

湘南教組の組合員としての、今後のスケジュール！

	賃金交渉の動き	みなさんにかかわること
9月	県の人事委員会 に対する署名 	署名(人事委員会へ) 9月11日 19:00 しめきり ※地域協議会で配付します！！ ※短いとりくみ期間ですが、賃金のために、ご協力ください。 
10月	賃金確定交渉に向けて、 署名・寄せ書き 等を集約 (現場の声を県の当局に伝える！) 	署名・寄せ書き 等(県当局へ)   ※闘争委員会で、説明・配付します！！ 3点セットをよろしく お願いします！ 
11月	賃金確定交渉！！！！ 県労連が県当局と交渉！ 	みなさんの署名と 寄せ書きが千カ所に！  

今後の賃金交渉では、**全組合員による署名と寄せ書き**が交渉の力ギとなります。

今年度も、全組合員で安心して生活
できる賃上げを勝ち取りましょう！！

